

一般社団法人千葉看護学会 広報委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、一般社団法人千葉看護学会広報委員会とする。

(目的)

第2条 本委員会は、会員の獲得と学会活動の広報を目的とする。

(委員会)

第3条 本委員会の運営は、理事会にて一般社団法人千葉看護学会理事より委員長を選出して行う。委員長は委員会を開催し、運営する。

- 2 広報委員（以下、委員）は、委員長が会員より選出し、本人の承諾と理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 委員長、委員の任期は役員任期とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(活動事項)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員獲得を目的とした様々な活動の企画・実施
- (2) 学会活動の発信を目的とした様々な活動の企画・実施
- (3) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

(規程の変更)

第5条 本規程を変更する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、2024年4月1日より施行する。